

[事案 2020-376] 新契約取消請求

・令和3年9月7日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成21年2月に契約した終身保険について、保険料の払込みが終了して2年後に解約すると、解約返戻金は払込保険料総額を上回ると説明されたため契約したが、実際の解約返戻金は払込保険料総額を下回っており、募集人の虚偽説明であったため、契約を取り消して既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、設計書を用いて解約返戻金について説明しており、申立人が主張するような虚偽説明をした事実もないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の虚偽説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。